逗子市福祉会館条例の一部改正案に対するパブリックコメント実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので公表します。

1. 意見募集期間 平成29年3月1日(水)から平成29年3月31日(金)まで

2. 意見の数 1件

3. 意見提出人数 1人

4. 意見内容の概要

対応区分	件数
利用時間の区分に関するもの	1件

5. 市の対応区分

記号	対応区分			
0	○ 意見を反映し、素案を修正するもの			
	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの			
	■ 意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの			
A	▲ 意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの			
•	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの			
合 計				

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	意見数	採択	採否の理由等
利用時間の	1	1区分が2時間となり、準備や片付けも含まれるのでは活動	1件		減免対象外の団体等の使用料負担を考慮の上、2時間を1区
区分につい		が制限されてしまう。また、11 時から 13 時の枠は昼食時で			分とする原案を提案させていただきました。一日の区分数に加
て		あり会議等の使い道が少ないのではないか。そこで、一日3			え貸出対象となる部屋数が増加いたしますので、利用料金は発
		区分(①9時-12時②12時-14時30分③14時30分-17時)			生しますが2区分継続しての利用が可能となりますので、ご理
		を提案する。 2 時間で足りずに皆が二枠を申し込むのでは、			解くださいますようお願いいたします。
		元と同じになってしまう。			